

平成25年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年3月26日(火)午後2時00分

市議会第1委員会室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
7番 三 須 清 一	8番 甲 斐 俊 光
9番 齊 藤 隆	10番 染 谷 智一郎
11番 新 堀 政 夫	12番 阿 曾 敏 夫
13番 渡 辺 陽一郎	14番 渡 邊 光 雄
15番 増 田 忠 夫	17番 須 藤 喜一郎
18番 小 池 良 雄	19番 高 田 勝 禧

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 耕作放棄地等への指導通知について

議長 穏やかなよい天気になりました。桜も満開ということで、そんな中委員さん方には出席ご苦労さまです。それではただ今より総会を開会いたします。

ただ今から平成 25 年第 3 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は 18 名の委員の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

9 番 齊藤隆委員

10 番 染谷智一郎委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧いただきたいと思ひます。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 議案についてです。議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請」で、申請件数は 1 件です。

ここで議案資料の訂正をお願いいたします。議案資料の 1 ページの右下になります。合計面積欄の「809」を「844×※」に訂正をお願いいたします。

続いて、議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請」でございます。申請件数は 1 件です。続いて、議案第 3 号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」で、申請件数は 1 件です。続いて、議案第 4 号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」でございます。申請件数は 1 件です。続いて、議案第 5 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。計画件数の内訳は再設定の 1 件になっております。最後に、議案第 6 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」でございます。確認件数は 10 件になります。

ここでお手数をお掛けいたします。議案書の訂正及び追加をお願いいたします。議案書 6 ページになります。整理番号 2 の真ん中の欄、特例の適用を受けている農地欄の住所の「中峠字高根 21455」を「2145」に訂正をお願いいたします。次は、一つ下の整理番号 3 番の真ん中の欄になります。合計面積「152,335.57」を「15,233.57」に訂正をお願いいたします。次は一つ下の欄、整理番号 4 の「中峠字上大久保」の次に地番が記入されていませぬので、地番として 957 を加えていただきたいと思ひます。最後になります、議案書 7 ページ、整理番号 10 の左の欄になります。相続人の住所「中峠 1372」を「久寺家 249」にご訂正をお願いいたします。続いて、今度は議案資料になります。議案資料

の訂正をお願いいたします。縦のA4ですね。お手元に1枚で40ページ、それとその裏に正誤表とございます。この40ページを加えていただきます。そのためにページがずれます。最初に配付させていただきました議案資料の40ページを41ページに、41ページを42ページにご訂正くださいますようお願いいたします。ご迷惑を掛けて申し訳ございません。正誤表も配付させていただいておりますので、参考にしていただければありがたいです。

以上で議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第1号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 こんにちは。出席お疲れさまです。早速説明をしたいと思えます。座らせていただきます。それでは、議案第1号について調査結果を報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから6ページになります。

申請地は天王台4丁目地先の畑二筆、申請面積は844m²でございます。申請理由は、天王台区画整理事業施工中、譲受人が一筆の土地の一部を譲渡し、その土地に分譲11階建てのマンションが建設されました。当時、登記制度上、農地の登記簿が譲受人とマンションの所有者との共有状態となっております。同じく、マンションの敷地についても譲受人とマンションの所有者との共有状態となっており、実態と登記が異なる状態となっております。この状態を改善するために、登記の実態に合わせるため、持ち分の交換申請が必要となりますので、今回の申請になったものです。実際には土地の移動はありません。

申請内容を確認し、審議したところ、第2調査会では全員一致をもって許可相当であると判断いたしました。

以上です。

議長 それでは、これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。調査会の報告は「許可相当である」ということでした。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 それでは議案第2号について調査結果を報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は7ページから13ページになります。

申請地は、古戸字溜之内地先の畑一筆、申請面積は33m²でございます。農地区分は農家集落が連担する区域に隣接する農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は自宅敷地に隣接する申請地に自己の駐車場を設けるというものです。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第2調査会では全員一致をもって審査基準のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ご意見がなければ採決に移ります。

これより議案第2号について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について」を議題といたします。

議案第3号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 それでは議案第3号について調査結果を報告いたします。議案書は3ページ、議案資料は14ページから18ページになります。

申請地は久寺家字上居村附地先の畑など二筆、申請面積3,466m²を相続により継承することになったものです。

申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があると確認いたしました。よって第2調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

議長 それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

それでは、これより議案第3号について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することにいたしました。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」を議題といたします。

議案第4号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いいたします。

渡辺陽一郎調査会長 それでは議案第4号について調査結果を報告いたします。議案書は4ページ、議案資料は19ページから22ページになります。

申請地は寿1丁目地先の畑一筆、申請面積は1,028m²です。本案件は主たる農業従事者が故障により、生産緑地法第10条の規定により買い取り申し出を行うものです。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ご意見ございませんか。

それでは意見がないものと認めます。

これより議案第4号について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することにいたしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

議案第5号について、渡辺調査会長より調査結果についての報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 それでは議案第5号について調査結果を報告いたします。議案書

は5ページ、議案資料は23ページになります。

議案第5号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定です。継続による再設定1件となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることから、計画案は適当と判断いたし、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は設定を受ける者が1名、集積地5筆で、集積面積は1万6,178m²となっております。また、賃借料は10アール当たり一等米90kgです。

以上です。

議長 それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

それでは採決に入ります。

これより議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決いたします。調査会報告は決定相当ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり決定することにいたしました。

渡辺調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、議案第6号について審議したいと思います。渡辺光雄委員が相続人となっている案件であるため、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、渡辺委員には退席をお願いいたします。

(渡辺光雄委員の退席を確認してから)

議長 議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

本案件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署から依頼があったものであります。

議案第6号について、各調査委員から調査結果について報告をお願いいたします。

初めに、染谷委員、お願いいたします。

染谷智一郎委員 渡辺委員さんじゃないの。退席者。

事務局 全体ですから、この順番で。はい、結構です。

染谷智一郎委員 それでは議案第6号、番号1番、2番の調査結果を報告いたします。1番、2番については同一家族でございます。議案書は6ページで、議案資料は24ページから27ページにわたります。

平成25年2月27日、事務局職員とともに18筆、2万4,738m²の現地確認を行いました。利用状況については「田については稲刈り後であり、畑については葉物、果樹等が作付けされている。その他はすべてきれいに耕運されており、適正な管理が執り行われておった」ことを報告いたします。

以上です。

議長 続いて、阿曾委員、お願いいたします。

阿曾敏夫委員 それでは議案第6号の議案書3番ですか。資料は28ページから31ページになります。

平成25年の2月の27日、事務局職員とともに対象の農地21筆、田が3筆、畑が18筆、約1万5,233m²の現地確認を行いました。利用状況については「田については稲刈り後の状況でございます。畑については葉物が作付けされていたほか、耕運されておりました。適正な管理も行われておりました」。

以上のような状態でございます。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、渡辺陽一郎委員、お願いいたします。

渡辺陽一郎委員 議案第6号の調査結果、引き続き報告いたします。整理番号が4番、5番になります。議案資料は32ページから35ページになります。

平成25年3月19日、事務局職員とともに24筆、3万103m²の現地確認を行いました。利用状況については「田については稲刈り後の状況であり、畑については葉物が作付けされており、ほか耕運されており、適正な管理が行われている」と判断いたしました。

以上です。

議長 それでは続いて、私から報告いたします。

それでは議案第6号について調査結果を報告いたします。議案書は6ページ、議案資料は36ページになります。

平成25年3月19日、事務局職員とともに6筆、7,421m²の現地確認を行いました。利用状況については「畑はなく、田については稲刈り後の状況であり、適正な管理が行わ

れておりました」。

以上でございます。

それでは続いて、須藤委員、お願いいたします。

須藤喜一郎委員 議案第6号についての調査結果を報告いたします。議案書は7ページ、議案資料は37ページです。

平成25年3月15日、事務局の職員とともに8筆、1万5,186m²の現地確認を行いました。利用状況については「田については稲刈り後の状況であり、畑については薬物が作付けされていたほか、耕運されており、適正な管理が行われておりました」。

以上です。

議長 続いて、斉藤委員、お願いいたします。

斉藤隆委員 それでは、議案第6号について調査結果をご報告いたします。議案書は7ページで、整理番号は8、9、10です。議案資料は39ページから45ページになります。

平成25年3月6日、事務局職員とともに25筆、約1万7,616m²の現地を確認いたしました。利用状況については「田んぼについては稲刈りの後の状況であり、また、きれいに耕運されておりました。畑については薬物が作付けされていたほか、耕運されており、適正な管理が行われておりました」。

以上です。

議長 以上で説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第6号について賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号は原案どおり報告することにいたしました。

退席となっていた渡辺光雄委員、自席にお戻りください。

(渡辺委員が自席に戻ったことを確認して)

議長 以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告事項を報告させていただきます。

報告第1号と2号について説明させていただきます。議案書8ページから13ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」で、6件受理しました。用途は住宅2件、道路とごみ置き場が1件ずつ、駐車場が2件となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」になります。8件受理しました。用途はすべて住宅になります。

続きまして、報告第3号の「耕作放棄地等への指導通知について」は議案書14ページです。

平成23年に実施した農地パトロールの耕作放棄地を中心に、状況確認を平成24年9月から11月まで皆様のご協力をいただいで実施させていただきました。その結果、指導が必要な個所について指導通知を今月中に発送いたします。

以上で、報告事項の報告を終わります。

議長 以上、事務局から報告第1号から第3号までの報告をさせていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

高田委員。

高田勝禱委員 報告第3号の調査会の1の中沼田、新木1839番地、氏名で〇〇になっておりますけど、この方はもう亡くなっております。

以上です。

議長 事務局、これに対して。

はい、どうぞ。

事務局 お亡くなりになった方、これ若干載ってしまう場合が、これ出ますので、お出しする資料につきましては確認して、今後気を付けます。失礼いたしました。

議長 高田委員さん、いいですか。

高田勝禱委員 はい。

議長 それでは、以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

そのほか、委員さん方、ご意見ございませんか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほど生産緑地に係る農業の主たる従事者証明に関係することなど、私たちの認識の中にこういう病気、故障になってくるということでもちょっとQ&Aというやつを見ると「相続税の納税猶予の適用を受けていましたが、病気になったのでやむを得ず農地などを他に貸し付けることになりました。このような場合でも納税猶予の全部または一部の対象になってしまうのでしょうか」とありました。答えとして「平成 21 年の税制改正において、障害、疾病など一定の理由により農業経営基盤強化促進法に基づく貸し付けを行った場合は、農業を継続しているものとして納税猶予がされることになりました」と。市長にこれが農業委員会で買い取り請求をしてもだれも申し込みがないというかたちで、今の時代、安く処分というか清算しなきゃならないということなんだけど、平成 21 年の税制改正の中で「特例農地について一定の貸し付けを行ったときは、その貸し付けを行った日から二月以内に一定の届出書を所轄税務署に提出した場合に限り、農地などについての相続税の納税猶予の継続が認められることになりました」というような租税特別措置法の 70 の 4 というかたちでなっているんだからね、こういうところも我々のほうが意識を考え直して。今まではどうしても生産緑地の指定をして人に貸し付けした場合には駄目だというようなことに、頭の中でそれが洗脳されているのでね、21 年の税制改正でそういう方面の改正点があったら事務局からも資料として今度は私たちにも出してもらえればと思って。

議長 事務局。

事務局 貴重なご提言ありがとうございます。税制改正とか生産緑地のほうの見解どうか、資料が変わりましたらお出しするように注意を払います。

阿曾敏夫委員 よろしくお願ひします。今までは確かに貸し付けしたら終わりだよという話だからね。

染谷智一郎委員 改正した時に説明会やったんだよね。

阿曾敏夫委員 うん。

染谷智一郎委員 全体に貸してもいいよと。自らこれになっても貸し付けできますよというふうな改正やったんだけど。

議長 それでは引き続き連絡事項に入ります。

事務局、何かありますか。ないですか。

(なし)

それでは私から1件報告させていただきます。皆さんもご承知と思いますが、3月に開催されました我孫子市議会において茅野委員さんが議長に就任されました。おめでとうございます。ここで茅野委員から一言ご挨拶いただきたいと思います。

茅野理委員 貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。このたび第42代我孫子市議会議長を拝命しました。2月27日から今週金曜日まで来年度の予算を決定する大事な議会が行われたわけですが、本日まで出席の印南議員、そして甲斐議員のご協力もありまして、大過なく議会を閉会することができました。これまで以上に重い職責を感じております。また、12月まで任期があります議会選出の農業委員会委員として皆様のご指導も賜りながら今後ともやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長 おめでとうございます。今後ともますますのご活躍をお祈りします。なお、農業委員会も今後ともどうぞ議会の皆さん方にもよろしくお願いいたします。

それでは、その他事務局ございませんか。

事務局 じゃあ私のほうから一つだけ。実は昨日将来の人事異動の内示がございました。農業委員会事務局については異動は一人もおりません。24年度同様、25年度もこの体制で臨むこととなります。今回いろいろちょっと正誤表もお配りして、間違いが多くて、本当にご迷惑をお掛けしました。今後こういうことのないよう、しっかりと円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、25年度もよろしくお願いいたします。

議長 そのほかありませんか。

なければ、これにて閉会いたします。ご苦労さまでした。